令和6年	1月～3月	122	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
	4月～6月	121	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
	7月～9月	100	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
	10月～12月	100	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
令和7年	1月～3月	100	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
	4月～6月	100	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－
	7月～9月	100	100	－	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	100	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	100	100	100	－	－	－	100	100	－	100	100	100	100	－	－	100	－	100	－	－	100	100	100	100	100	100	100	－

備考　当該事業場が当該休業補償について常時100人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合には、当該改訂に係る休業補償の額にこの表に掲げる率を乗ずるに当たっては、この表中「当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期」とあるのは、「当該改訂の基礎となった四半期」と読み替えて用いること。